

# 養父市総合計画改訂企画書

## 1. 養父市総合計画改訂の背景と目的

### (1) 総合計画改訂の背景

#### ① 合併5年を迎えた「まちづくり元年」として

養父市総合計画は、合併した養父市における合併協議の「新市まちづくり計画」を継承しつつ、以後の社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、平成18年度から平成27年度の10カ年を計画期間として、平成18年3月に策定した。

合併5年を迎え、合併当初より社会情勢等も大きく変化していることと、市民と市の共通のまちづくりの指針「養父市まちづくり基本条例」の制定、施行となる平成21年度を「まちづくり元年」に位置付けたことから、より強力に市の将来像である「響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷」に向けた取組を進め、市民、議会、事業者及び市が、それぞれの権利と責任、役割を担いながら「お互いに助け合うまち（イメージ）」の実現を目指すため、計画改訂が必要となっている。

#### ② 「養父市まちづくり基本条例」の制定、施行

平成21年7月1日に「養父市まちづくり基本条例」が施行された。この条例は、市民、議会、市のそれぞれの立場での役割や責務を明確にしなが、まちづくりの基本的な仕組みや進め方を盛り込んでおり、今後のまちづくりの指針となる。

このため、この条例と総合計画とに、十分な整合が図られていることが必要であるとともに、あわせて、各部局において策定済みの各種計画及び策定が予定されている計画については、その内容等や策定方針について確認を行う必要がある。

#### ③ 養父市の将来をよりイメージしやすく

現総合計画に対して市民から「市は何をしようとしているのか伝わってこない」などの意見が寄せられている。これは、実施計画なり、各単位施策の指標、目標値設定がなく、総合計画全体としての進行管理ができていないことも要因の1つと考えられる。

については、総合計画と政策・施策・事務事業評価や行政改革大綱、予算執行との十分な連携を図り、年度や期間ごとの目標設定、評価、予算配当などの連携を可能とす

る計画として改訂する必要がある。

## (2) 養父市総合計画の改訂の目的

養父市総合計画の改訂は、「養父市まちづくり基本条例」の施行に伴い、今まで以上に市民、議会、市のそれぞれの立場の役割、責任が明確になる中、まちづくりの目標とこれを実現するための手段などが明快に示され、目指すべき到達点や進捗状況等が分かる計画とすることを目的とする。

## 2. 計画の構成

### (1) 基本構想

地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものであり、養父市市政振興の最上位に位置付けられる。望ましい養父市の姿とこれを実現するための施策の基本方向等を定める。

### (2) 基本計画

基本構想における施策の基本方向を具現化するため、比較的長期にわたる本市の基本的な施策を総合的、体系的に定める。

### (3) 実施計画

基本計画において総合的、体系的に定めたものに沿い、その目標実現のために必要な事務事業をとりまとめ、効率的な行政経営を推進する。

## 3. 計画策定に向けた作業

### (1) 現況の把握

- ① 養父市の現状（人口、まちの姿、財政等）の把握
- ② 現総合計画の構成・内容的な現況と課題
- ③ 総合計画（柱、施策、単位施策、基本事業）、実施計画及び予算執行（財務会計システムの事業、細事業）が連携した評価のあり方の現況と課題
- ④ 各部課で策定済み計画及び策定予定の計画との整合

- (2) 養父市の目指すべきまちのイメージづくり
- (3) 総合計画の柱、施策、単位施策及び基本事業の見直しと指標設定
- (4) 養父市まちづくり基本条例との整合確認
- (5) 総合計画（柱、施策、単位施策、基本事業）、実施計画及び予算執行（財務会計システムの事業、細事業）が連携した進行管理システム整備と体制構築

#### 4. 計画改訂の組織

- (1) 養父市振興計画審議会の設置 ※設置条例（平成16年養父市条例第32号）による設置
- (2) アドバイザー【(財)地域活性化センターの地域づくりアドバイザー事業助成活用】
- (3) 審議会部会（部局窓口担当者）の設置
- (4) 事務局 政策監理部企画政策課

#### 5. 振興計画改訂に係る審議会、部会（職員）及び全職員の役割等について

##### (1) 養父市振興計画審議会

- ・ 市からの諮問に応じ、振興計画の策定に関する事項について調査及び審議
- ・ 改訂の基本方針の確認
- ・ ワークショップ等による将来の養父市のイメージづくり
- ・ 各部会からの計画提案に対する確認、協議及び成文化作業
- ・ 同種同事業の整理、統合に関して、住民の視点からみた提案及び具体案等の提示
- ・ 評価単位事務事業の目標値等の設定

##### (2) 職員による部会

- ・ 現機構の部局を単位とし、所管事務事業を踏まえた該当部分の計画改定案の作成

- ・ 同種同事業の整理、統合案の作成
- ・ 前2項目の策定のため、必要な他部局との連携、調整
- ・ 計画改定案の審議会での提案、意見聴取及び修正作業等
- ・ 現在、進行中の所管計画と「まちづくり基本条例」との整合を確認し、必要に応じた改訂作業

### (3) 全職員

- ・ 部会を通じて指示される審議会からの意見等へ応えるために必要な事務事業

### (4) 総務部財政課、政策監理部行政改革推進室・企画政策課の連携

## 6. 計画改訂作業期間

平成21年4月（平成22年1月）から平成23年3月までの2年間

## 7. 計画改訂の推進フロー

平成21年12月：審議会委員選任

平成22年1月：第1回振興計画審議会

委嘱書交付、市長からの諮問、計画改訂の基本的な考え方の確認

平成22年1月から平成22年3月まで：第1回～第6回振興計画審議会

平成22年4月から平成22年12月まで：第7回～第13回振興計画審議会

おおむね1カ月に1回を想定。

平成23年1月：パブリックコメント

平成23年2月：（第14回振興計画審議会）市長への答申等

平成23年3月：3月議会への提案及び説明

## 8. 計画改訂への市民参加

### ① 住民参加の手法

- ・ 本計画の改訂方針をはじめ、審議会での検討経過をホームページに随時アップし、一般市民からのコメントを集め、参考となるものについては改訂作業等に反映させる。
- ・ 各種団体へのヒヤリングの実施
- ・ 毎年、実施計画（計画期間1年）の評価、策定等において、住民の参画を得る。【例／地域審議会の活用など】